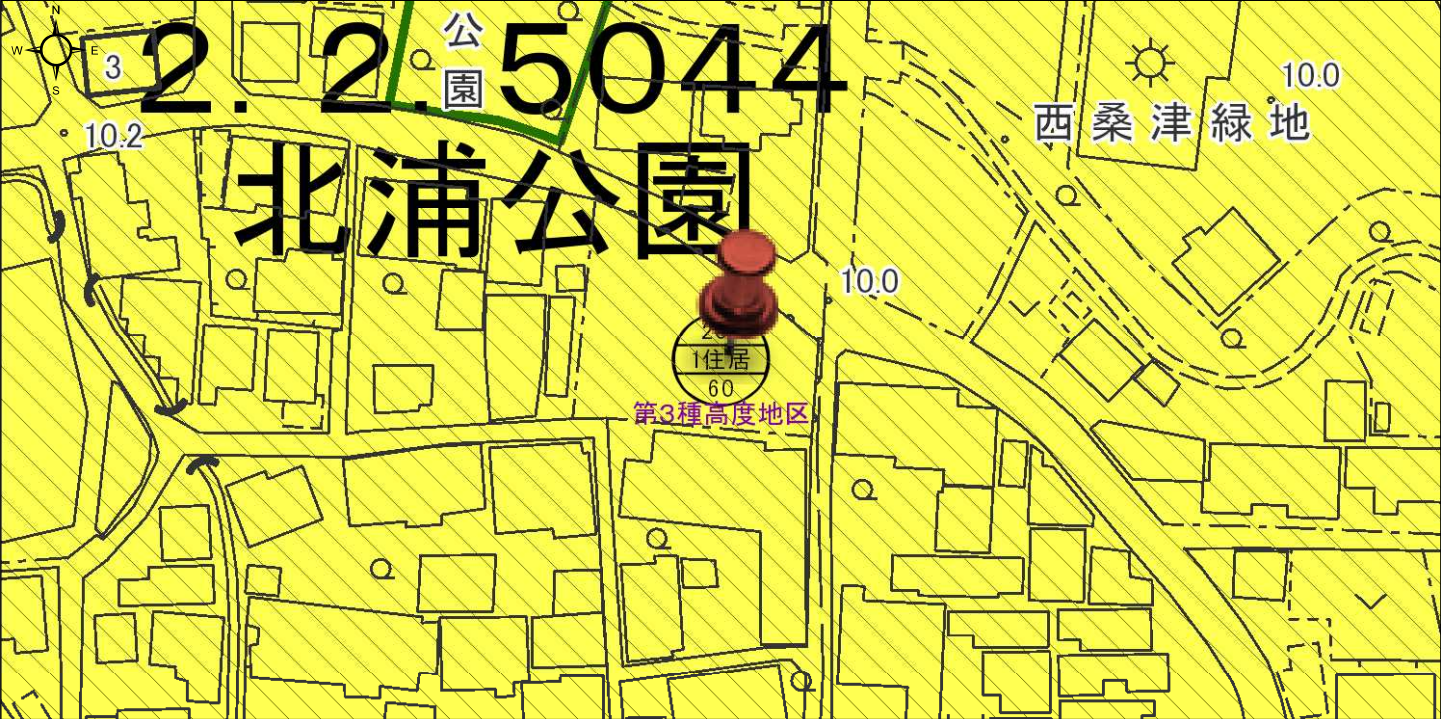




凡例		指定内容	
区域区分 用途地域の市境 市街化区域 用途地域界 地形地物による地域界線 その他による地域界線 用途地域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 特別用途地区 特別用途地区 高度地区 第1種高度地区 第2種高度地区 第3種高度地区 高度利用地区 高度利用地区		防火地域等 防火地域 準防火地域 風致地区 風致地区 駐車場整備地区 駐車場整備地区 生産緑地地区 生産緑地地区 都市計画施設 都市計画道路 都市計画駐車場 都市計画公園・緑地 ごみ焼却場・火葬場 景観 重点区域 伊丹御町地区 伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区 北少路村都市景観形成道路地区 多田街道都市景観形成道路地区 旧大坂道都市景観形成道路地区 旧西国街道都市景観形成道路地区 地区計画 地区計画 屋外広告物 禁止地域等（一部例外あり） 第2種禁止地域等（風致地区） 許可地域等（一部例外あり）	
区域区分		市街化区域	
用途地域		第1種住居地域	
建蔽率		60%	
容積率		200%	
外壁の後退距離の限度		なし	
建築物の高さの限度		なし	
特別用途地区		—	
高度地区		第3種高度地区	
高度利用地区		—	
防火地域又は準防火地域		なし（建築基準法第22条指定区域）	
風致地区		—	
駐車場整備地区		—	
生産緑地地区		—	
都市計画施設	道路	—	
	駐車場	—	
	公園・緑地	—	
	ごみ焼却場	—	
	火葬場	—	
地区計画		—	
景観計画		景観計画区域（市域全域）	
屋外広告物		許可地域等（一部例外あり）	
この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。 参考図としてご利用ください。 令和7年4月1日に兵庫県が伊丹市全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定しました。 なお、伊丹市において市街地再開発事業の指定はありません。			
印刷： 2025年10月28日			
伊丹市 都市計画課			